

知ろう・防ごう高齢者虐待

高齢者虐待とは、高齢者が養護者（家族等）や、要介護施設・要介護事業に従事する職員から不適切な扱いを受け、権利の侵害や健康が損なわれる状態に置かれることをいい、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」では、下記の行為を虐待としています。高齢者虐待は未然に防ぐことや、問題が深刻化する前に発見して、高齢者や養護者の支援を開始することが重要です。「虐待かもしれない。」と思った場合は、日高村地域包括支援センターまでご相談・ご連絡ください。ご相談くださった方の情報が外部にもれることはありません。家庭訪問等で状態を把握し適切な支援につなげていきます。

虐待は、されている方もしている方も苦しい状態です。養護者の孤立や虐待をなくすためにも、虐待への理解を深め、日ごろの見守り・声かけのご協力をよろしくお願いします。

自覚のあるなしに問わず、下記の行為は虐待です。

【身体的虐待】 身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴力を加えること	<ul style="list-style-type: none">●たたく、つねる、ける、やけどを負わせる、物を投げつける（物が身体に当たっていない場合も含む）●ベッドに縛り付ける、鍵をかけて閉じ込める 等
【介護・世話の放棄、放任（ネグレクト）】 高齢者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、養護を著しく怠ること	<ul style="list-style-type: none">●脱水・栄養失調の状態にさせる●劣悪な住環境で生活させる（冷暖房を使わせない、ごみを放置する等）●医療・介護保険サービスを受けさせない 等
【心理的虐待】 著しい暴言または著しく拒絶的な対応、心理的外傷を与える言動	<ul style="list-style-type: none">●怒鳴る、ののしる、侮辱をこめて子どものように扱う●排泄交換や片付けをしやすいという理由で、トイレに行けるのにおむつを使用する 等
【性的虐待】 わいせつな行為をすること、させること	<ul style="list-style-type: none">●人前でおむつ交換をする●排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する●キス、性器への接触 等
【経済的虐待】 高齢者の財産を不当に処分することや、高齢者から不当な財産上の利益を得ること	<ul style="list-style-type: none">●本人が日常生活に必要な金額を渡さない、使わせない。●入院や受診等に必要な費用を滞納する●本人の年金や預貯金を家族等の生活や借金返済等無断で使用する 等

〈相談・連絡先〉

日高村地域包括支援センター(役場 健康福祉課内)

TEL:0889-24-5197